

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護に関する法律、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止をするため、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製し

てはならない。

(資料等の返還)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、この業務完了後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために自らが収集し、又は作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、個人情報記録された資料又は記録媒体等を復元不可能な状態にして速やかに廃棄し、又は発注者に引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。
2 受託者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受託者に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(調査)

第11 発注者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第12 発注者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。